資料3

議題３　農地法３条許可について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に気を付けていること	（２）農地法３条許可後にアフターフォローを行っているか、行っている場合はどのような内容か
名古屋市	窓口等での相談、農地法３条の許可受付は農業委員会で業務を行っている。 農地法第３条許可受付については、新規就農者や耕作状況に不安がある場合には、農業委員との面談の機会を設けている。 　窓口での相談の際に、未経験の場合等、許可要件を満たさない場合には研修講座の紹介等を行い、将来的に要件を満たせるようご案内している。	農業委員・農地利用最適化推進委員の最適化活動の中で、指導を行っている。
豊橋市	専業農家でない方から相談があった場合、継続的な耕作の見通しが立っているかどうかに注意して聞き取るようにしています。特に新規就農者の場合、営農の知識経験が十分でないと感じたときは農業大学校や市民農園からのスタートを提案する、圃場整備のための費用や労力の見積もりが十分でないと感じたときは精査を促すなど、簡単なアドバイスも含めて聞き取りを行っています。申請地が耕作放棄地の場合は、復元に向けた計画を示してもらうようにしています。	アフターフォローは行っていません。
岡崎市	窓口で相談を受けた後、許可申請前に必ず地元農業委員会委員と面談をしております。その際に営農計画書の確認、ヒアリングチェックシートでの営農への確実性を判断しております。	特に決まったアフターフォローはしておりません。しかし許可前に地元農業委員会委員の面談をしているため、その担当農業委員会委員が相談役として機能しています。
一宮市	経験年数、農機具農保有状況、高齢者の場合は後継者の確認	許可後３か月後に営農を開始しているかを農業委員が確認。所有権移転の場合は登記簿を確認。 ３ヵ月後に営農が開始しているものについては、１年後営農が継続されているかを農業委員が確認
瀬戸市	地域の農業委員と面談を行ってもらうようにしています。具体的な計画や、所有している機械、耕作予定の面積などから耕作していけるかの判断をしてもらいます。もしも難しい計画であれば、代替案や予定よりも小さい面積で耕作を始めてもらうなど、提案させてもらいます。	特に他農地と区別せず、農地パトロールで見回ってもらっています。そのうえで助言が必要であれば、地域の農業委員に助言を行ってもらうようにしています。
半田市	農業経験歴・所有農機具・希望する面積について重視している。 上記の状況を踏まえ、希望する面積が過大と思われる場合は規模の見直しを案内している。	翌年度中に現場確認を行い、耕作状況が良好でなければ利用状況を確認する文書を送付し現状把握に努めている。
春日井市	運用上、申請締日の１か月前までに事前協議を行うこととしている。耕作経験の有無、耕作機器の所有状況、営農計画等から申請地を耕作することが困難と判断される案件については許可の見込みが低いことを伝え、申請をしないように促している。	農地の適正利用についての通知等で指導を行っている。
豊川市	新規就農者の３条申請の際に、誓約書を追加で提出してもらう。	誓約書の提出のあった耕作者について、農業委員・推進委員に周知を行い、農地パトロール等の際に気にかけてもらうようにしている。
津島市	企業の代表者が個人として譲受人で申請する時には、農地転用のためではないか慎重に確認している。	特にございません。
碧南市	新規就農の場合には、事前に農業委員と面談を行っていただき、営農計画に無理がないか等相談を行ってから３条の受付をしている 　専業農家・新規就農者関わらず、譲渡人の経営地を農業委員会本会議前に必ず現地確認を実施。	許可後１０カ月から１年の間に必ず現地確認をし、営農状況の確認を行っている。
刈谷市	経験等により実際に耕作できる能力に基づいた内容であるかを慎重に審査しております。	特に行っておりません。

議題３　農地法３条許可について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に気を付けていること	（２）農地法３条許可後にアフターフォローを行っているか、行っている場合はどのような内容か
豊　田　市	●何に注意してヒアリングを行うか？ ・虚偽申請ではないか？ →転売、転用目的ではなく、本当に申請者が耕作する意思があるか？ ※事務局の聞き取り及び推進委員による申請者との現地立会いを実施 ・農業の経験・実績があるか？ →市独自の農家要件を設けることで、農業経験を確認 →申請地及び現経営農地を最新の航空写真で耕作されているか確認 ※航空写真で確認できなかった場合は、申請者に写真の添付を依頼 ※状況によっては事務局でも現地確認を実施 →農機具が十分にあるか？ ・その他 →通作路があるか？（他人の土地を通る場合は同意があるか確認） →住所地から通えるか？ ●耕作に不安を感じた時の指導 ・高齢の場合は後継者等を確認 ・取得後は耕作や管理の義務が生じ、遊休農地化した際は指導が入る旨を伝える	・制度としてアフターフォローは行っていない。 ・現地立ち合いの時に地元の推進委員と面識ができるため、そこで交流やフォローが発生する可能性はある。
安　城　市	本市の農業委員会では、主に農業経験、農機具の保有状況、労働力、通作距離、希望面積と営農経験との整合性などについて聞き取りを行っています。 一方で、未経験者が比較的大きな面積で営農を希望する場合であっても、最終的には申請書や営農計画書の内容をもとに判断することとなるため、窓口の段階で営農能力を断定することは難しく、基本的には申請者の営農計画や意欲を前提に対応しています。 希望面積が過大ではないかと感じる場合には、まずは小規模な面積から始めることを提案したり、条件に合う農地を紹介したりするなどの助言を行っています。 また、市の独自基準として、売買により農地取得する場合には、10a以上の農地を3年以上耕作した経験が必要としており、これに満たない場合は借受けによる申請をするよう指導しています。	本市の農業委員会では、許可後の案件について特別なアフターフォローは実施していません。理由としては、ここ数年に許可した案件について、毎年実施している農地パトロールにおいて不耕作地や違反転用農地として報告された事例がなく、また、地元の農業委員からも特段の報告を受けていないことから、適正に耕作されているものと認識しています。 なお、仮に耕作が適切に行われていないことが確認された場合には、まずは現地確認や本人への聞き取りを行い、耕作できない事情を把握した上で、営農継続に向けた助言を行うことを基本としています。状況によっては、農地の貸し手や農地中間管理機構、JA等の関係機関とも連携し、担い手への利用権設定や農地のあっせんなど、農地が適正に利用されるよう対応を検討すると考えています。
西　尾　市	専業農家でない者が農地を取得（借受）する相談や申請があった場合、耕作できる状況であるか、農地利用最適化推進委員と連携し、取得後（借受後）に耕作できるか調査を実施し申請に繋げている。	農地を取得後（借受後）に、特に行っていない。
蒲　郡　市	農地法３条許可の要件の中でも、計画性について確認するようにしています。新規就農者の知識や経験に基づいた、栽培品目や営農方法を選択されているかという点と蒲郡市は果樹栽培が盛んであることから防除方法という点を軸にお話を伺っています。計画性に不安を感じた際は、農業大学校やＪＡ等で講習や研修をお願いしています。	農業委員が２日に１回程度農地パトロールを行い、異変があった際は必要に応じて委員が本人と個別に話し合い、フォローを行っています。話し合いが難しい場合は、農業委員会事務局へ連絡をいただき、事務局から本人へ是正を促すため連絡等を行っています。
犬　山　市	譲受人や借人が申請地を耕作できるかを確認するために、農業経験、家族等の支援状況、所有している農業用機械など、農業に関することを聞き取りしております。 また、市内で初めて農地の権利を取得する場合は、農業委員会総会の前に担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と面談を行っております。	許可後に申請地を適切に管理できておらず、草生えの状態を確認した際には、所有者へ電話や手紙にて耕作状況の確認を行っております。
常　滑　市	必要に応じ、地元農業委員（推進委員）との面談を実施している。	行っていない。
江　南　市	本市では新規で農地の権利を取得する申請者に対しては、市農業委員会独自のチェックシートによりヒアリングを行っていますが、主に今までの農業経験や農機具等の保有状況の聞き取りを行い、今後、適正に耕作を行っていける方かを審査しています。	許可後のアフターフォローは行っていません。
小　牧　市	農業経験を証明できない方については、当初から「所有権移転」ではなく「賃貸借権の設定」により手続きを進めていただき、申請地において適切に営農できることが確認できた後に、所有権移転を行うようお願いしております。必要に応じて小委員会を開催し、事前協議を行ったうえで申請を受け付けております。 また、当市では添付書類として、農地取得後に直ちに農地転用を行わないことを誓約する「誓約書」に加え、申請者が将来的に耕作を継続できなくなった場合に備え、引き継いで耕作を行う者がいることを説明する「理由書」の提出を求めております。	農業に関する専門的な知見が求められることから、必要に応じて地元の農業委員や農地利用最適化推進委員を紹介し、相談いただくよう案内しております。

議題３　農地法３条許可について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に気を付けていること	（２）農地法３条許可後にアフターフォローを行っているか、行っている場合はどのような内容か
稲　沢　市	農地法３条の相談・申請を受ける際には、許可後に適切な耕作が行われるかを判断するため、まず農地を必要とする理由、作付予定作物、必要面積を確認し、耕作目的が明確であるかを把握しています。併せて、営農経験、農機具、労働力、栽培計画等を聞き取り、営農継続の見込みを総合的に判断しています。その結果、耕作の継続が難しいと考えられる場合には、農地法３条許可は「農地を適正に利用できる者」が対象であることを説明し、申請の慎重な検討を促しています。必要に応じて、自己所有農地の利用状況についても聴き取りや現地確認を行っています。	農地法３条許可後の耕作状況については、農業委員会事務局が年2回、追跡調査(譲受人の耕作面積が2,000㎡未満が対象）を実施し、現地で耕作の有無や管理状況を確認しています。耕作が行われていない場合や管理が不十分な場合には、口頭により改善を指導し、必要に応じて作付状況や作業内容の報告を求めることで、改善を促しています。
新　城　市	許可要件を満たせるかなどは注意しています。	行っていません。
東　海　市	農家要件を満たしていれば、受付はしているが、特に全部利用効率要件は現場を確認し、慎重に審議している。	アフターフォローは特に行っていない。
大　府　市	専業農家以外の多様な担い手にも条件次第では許可され得ると考えます。ただし、購入を希望する農地の面積や管理状況に対して、購入希望者の農業経験や所有する農機具の状況等が、将来にわたって継続して耕作が可能なのかどうかを慎重に検討します。耕作に不安を感じた時は、中間管理事業での利用権設定を案内し、一定期間の実績を確認してから改めて農地法第３条許可を検討するよう促します。	まず、農地法第３条許可をした場合は、１作目のみ作付報告書の提出を求めています。また、耕作されておらず遊休農地化する場合は、利用状況調査の対象となります。耕作がうまくいかない場合は、農協や農林水産事務所の農業改良普及課へ相談するように促します。いずれの場合においても、適切に耕作されている状況へ改善しない間は追加の農地法第３条許可申請を許可しません。
知　多　市	すでに所有農地がある場合は、事前に所有農地を確認して規模拡大する余地を調査し、所有農地がない場合は３年貸借して農業実績を作ってからの農地取得になることを伝えている。耕作に不安を感じた時は、財産目的の取得ではないことの聞き取りや農地の土地利用計画図、指導者の念書等を添付してもらうこともある。	特にアフターフォローは行っていない。
知　立　市	窓口等ではこれまでの農業従事経験や農業機械の所有状況等の聞き取りを行い、適切に農地の管理ができるかどうかを確認します。また、必要に応じて農業委員との面談を実施しています。	アフターフォローは特に行っていません。
尾 張 旭 市	３要件（全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件）により、営農状況の詳細を確認するとともに、地域計画や農地中間管理事業の位置づけがあるかを確認しております。	農地パトロールで状況を確認しています。
高　浜　市	これまでの農業経験や耕作機械の保有状況等を確認し、必要に応じてJAに相談するなど働きかけを行っています。	アフターフォローを行っていませんが、農家からの苦情で耕作がされていない場合は、耕作者に指導します。
岩　倉　市	地元の農業委員への聞き取りや、継続して耕作可能な状況であるかを農機具の所持状況や家族構成などを確認している	行っていない
豊　明　市	経営農地のない方及び農業を始めて1年未満の方は、３条許可申請の前に市農業委員会から「新規就農者」として認定を受ける条件を設けています。また相談時には、いきなり３条申請ではなく、先ずは利用権で１年以上農地を借りた後、３条申請するよう指導しています。但し、利用権設定でも新規就農者は条件（農業大学校の研修受講など）を設けています。	許可後の農地は、農地利用最適化推進委員が耕作状況確認を３年間行っております。適正に耕作されていない場合は、手紙等にて通知を行い指導しています。悪質な場合、直接現地で本人に指導したケースもありました。
日　進　市	申請者が希望する営農内容と、取得・借受予定農地の状況が乖離していないか確認しています。 許可後に、多額の整備費用が必要となったり、農地の条件等により想定した営農が困難となることがないよう、事前に現地状況を十分確認するよう助言しています。	事例ありません。
田　原　市	農業経験のない方から相談を受けた際は、ニューファーマーズ研修等の農業セミナーを紹介して、農業経験を積んでいただくことから始めてもらい、いきなり農地を購入するのではなくまずは借りて耕作するよう指導しています。 　申請書が提出されたら、事前検討会で本人から今までの経験・技術・機械類の保有数や労働力の確保、今後の耕作計画を説明してもらい、確実に耕作できることを確認しています。 　また、同検討会で地元の推進委員から意見をいただき、農業委員の役員からの提案や指導していただくことで、３条の許可前に不安を解消しています。	近年そのような事例はないため、フォローの実績もありません。
愛　西　市	耕作放棄地が増加しているため、申請者の経営地が適切に管理されているかを確認する。	特になし
清　須　市	新規就農者の場合、経験者に相談などできる環境があるかを確認している。	行っていない。
北名古屋市	新規就農者の場合には、農業委員会会長と地区担当委員および事務局で総会前に面談を実施している。	農地パトロールにて耕作放棄地を発見した場合、所有者に対して今後どのように耕作していく予定か確認の通知を行っている。

議題３　農地法３条許可について（半田市提出）

市名	回答	
	（１）相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に気を付けていること	（２）農地法３条許可後にアフターフォローを行っているか、行っている場合はどのような内容か
弥　富　市	面談時に、年間の作付計画、耕作機械の所有の有無、通作距離、農作物の消費ルート（販売なのか自家消費なのか）、家族の協力の有無などについて農業委員とともに聞き取り調査をしており、営農をしていけるかどうかの判断をしています。	許可後において農地の維持が良好でない場合には、是正通知により指導を行っています。
みよし市	①申請者が所有・借入している農地を含め、すべてを適正に耕作・管理しているか確認しています。 ②周辺の農地利用（日照、水利、農薬散布など）に悪影響を及ぼさないか確認しています。	許可後に耕作をしていない場合がないため、アフターフォロー等はしていない。 （３条の許可申請を受ける前に、新規就農者には農業委員による事前審査を実施している）
あ　ま　市	農業経験や相談先の有無、本当に耕作をやるかどうか。	アフターフォローは特に行っていない。
長久手市	相談時に農業経験の有無を確認し、経験がない（利用権設定されていない）場合は利用権設定から始め、適切に管理できているかの確認を行うこととしている。	特になし